

定額減税対応します!

【完全予約制】

源泉徴収サポートのお知らせ

～従業員・専従者等の源泉徴収について～

従業員(青色専従者を含む)、アルバイト等に給与・賞与を支払われている事業所は、源泉徴収税を期限内に支払わなければなりません。納期の特例を申請されている事業所につきましては、令和6年前期分(1月～6月分)の源泉徴収税の納付期限は、令和6年7月10日(水)までとなっています。

該当される方は、下記項目をご確認後、**裏面FAX申込書**でお申込み下さい。

※FAXの無い方は、お電話下さい

★持ち物等は**裏面**をご参照ください。

◇日 程

1. 令和6年**6月24日**(月)～令和6年**7月10日**(水)

〈土・日・祝日除く〉ご都合の良い日時をご予約下さい。

②7月10日(水)は午前中の予約のみとなります

2. 時間は下記よりお選び下さい。サポートは1人約30分程度

午前=**9時、9時30分、10時、10時30分、11時**

午後=**1時、1時30分、2時、2時30分、3時、3時30分、4時**

◇会 場 目黒青色申告会館

◇予約申込 ①FAX **源泉徴収サポート予約申込書**
(裏面専用FAX用紙)

②電 話 **03-3713-1141**

◇源泉徴収サポート予約申込み締切日 令和6年**6月7日**(金)

★希望日時に予約できない場合は、事務局からご連絡をいたします。

◇専従者・従業員・パートの合計人数5名以上

サポート時間の都合上、事前に源泉徴収簿(1～6月分記入済)のご提出(FAX)をお願いします

〈お知らせ〉源泉・年末調整サポートの通知による予約案内は、DX化や経費削減のため、令和5年11月をもって終了しました。今後はホームページ、会報等の配布物でお知らせいたします。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

〈給与を支払う事業者のみなさまへ〉

～定額減税は、令和6年6月1日以後に支払う給与等から～

令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している(月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される)居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

※詳しくは、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください

国税庁
「定額減税特設サイト」



事業主 源泉徴収の持ち物リスト

- 前年（令和5年分）の源泉徴収簿・納付書
- 源泉所得税の納付書（未使用分）
- 中途入社に従業員・パートがいる場合は入社年月日
- 中途退社に従業員・パートがいる場合は退職年月日

納期の特例の場合（1～6月分を7月10日までに納付している方）

- 源泉徴収簿に令和6年1月～令和6年6月分の給与、源泉税等を源泉徴収簿に記入してください

毎月納付の場合

- 源泉徴収簿に令和6年1月～令和6年6月分の給与、源泉税等を源泉徴収簿に記入してください
- 源泉所得税の納付書（令和6年1月～令和6年5月分）で、領収印があるもの
〈お願い〉専従者、従業員等の持ち物について、記入もれ等のないよう、ご確認をお願いします

専従者・従業員・パート等 源泉徴収の持ち物リスト

- 「令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

各種申告書・記載例
（扶養控除等申告書など）



※必要な書類は、国税庁のホームページからダウンロードしてください

< FAX 予約申込書 >

切り取らずにそのまま送信してください

（一財）めぐろ青色申告会 事務局行〈24時間受付〉

FAX 03-3713-1185

予約日時					
	月	日	時	分	
会員No.	氏名				
電話	()				
給与支払い実人数	名 ←必ずご記入ください				
内訳：専従者	名、	従業員	名、	パート	名
②中途退職、中途入社の方も含みます					

※送信締切日 令和6年6月7日(金)
※送信ミスのないよう送信記録をご確認ください。